

平成九年五月三十日受領
答弁第一九号

内閣衆質一四〇第一九号

平成九年五月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員辻元清美君提出ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問に対する答弁書

一について

ホルマリンを業務上取り扱う者に該当するおそれのあるとらふぐの養殖業者について、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の違反がなかったかに関してこれらにとらふぐ養殖業者の住所地の県が調査を行ったところ、平成八年にホルマリンを業務上取り扱ったとらふぐ養殖業者二百二十六業者のうち一業者が、同法第二十二條第五項において準用する同法第十二條第三項の毒物又は劇物の表示に関する規定に違反し、ホルマリンを劇物と表示した貯蔵庫ではない場所に貯蔵していることが判明したが、その際、立入検査した毒物劇物監視員が是正を指導した結果、既に違反事由は解消したことが確認された旨報告を受けている。

また、これらにとらふぐ養殖業者のうち、平成八年にホルマリンを購入した旨回答のあった五十九業者からその販売元を聴取し、それらの販売元について毒物劇物販売業の登録を受けているか等を調査したが、同法第三條の無登録者による毒物又は劇物の販売を禁止する規定に違反する事例は判明しなかった旨報告を受けている。一方、十一業者については平成八年における購入がなく、百四十四業者については販

売元についての記録がなく不明であった旨報告を受けている。毒物又は劇物を業務上取り扱う者には毒物又は劇物の販売元について記録を保存する義務はなく、これらにとらふぐ養殖業者に対するホルマリンの販売元についての調査は今後の通常時の監視の中で行うこととしている。残る十二業者に対しては販売元についてなお照会中である旨報告を受けている。

二について

警察においては、毒物及び劇物取締法に違反する事実があれば、事案の実態に即し、関係行政機関と連携を保つなどして、適正に対処することとしている。

三について

平成八年十二月から本年三月までに厚生省が都道府県及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市（以下「都道府県等」という。）に対して調査を実施したところ、平成八年一月以降ホルマリンの使用が確認された養殖場の存在する都道府県等は静岡県、三重県、福井県、兵庫県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、大分県、熊本県及び鹿児島県であり、また、使用に関する事実関係が不明な都道府県等は岡山県、愛媛県及び長崎市であった。

なお、これら都道府県等を含め、すべての都道府県等内の養殖場において、ホルマリンは現在使用されていない旨報告を受けている。

また、厚生省の指示により都道府県等において実施した、流通している養殖とらふぐ等の中に含まれるホルムアルデヒドの検査結果によると、天然とらふぐ十三検体中のホルムアルデヒドの検出最大値は含有率（当該物質の重量をその物質が含まれる試料の重量で除した数をいう。以下同じ。）百万分の二・〇、養殖とらふぐのうち、ホルマリンを使用していない百十八検体中のホルムアルデヒドの検出最大値は含有率百万分の二・二、ホルマリンを使用していた三十七検体中のホルムアルデヒドの検出最大値は含有率百分の一・六であった。

したがって、天然とらふぐ、ホルマリンを使用していない養殖とらふぐ及びホルマリンを使用していた養殖とらふぐのホルムアルデヒドの検出最大値の間で差異があるとは考えられない。

四について

天然成分としてのホルムアルデヒドと、工業用ホルマリン中のホルムアルデヒドとは、その分子の構造式、性質等において同じものである。

五について

平成八年十一月の高知県水産試験場の中間報告によると、検出されたホルムアルデヒドについては、あこやがいの死後の貝肉の分解過程で生じたとみるのが自然な考え方であるように思われるとのことである。

六について

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の適用については、ホルマリンが、水産動植物に対して明白に有害であると立証されることが必要であるが、この点については、現在、ホルマリンが植物プランクトンの増殖等に及ぼす影響、ホルマリンのあこやがいに対する直接的影響等の基礎的な事項について調査を進めているところである。

七について

御指摘のとらふぐ養殖漁業協同組合ごとの真珠養殖及び母貝養殖の経営体数は、以下のとおりである。

県名	とらふぐ養殖漁業協同組合名	真珠養殖経営体数	母貝養殖経営体数
鹿児島	東町漁業協同組合	一	一四

長 崎	阿翁浦漁業協同組合	宇検村漁業協同組合	○	二
		牛根漁業協同組合	○	○
		鹿屋市漁業協同組合	○	○
		錦江漁業協同組合	○	○
		瀬戸内漁業協同組合	五	六
		垂水市漁業協同組合	○	○
		長島町漁業協同組合	○	○
		東桜島漁業協同組合	○	○
		福山町漁業協同組合	○	○
		小計	八	二三
		その他組合	六	四
		合計	一四	二六
		合計	○	○

熊 本	芦北漁業協同組合	新星鹿漁業協同組合	○	○
		鷹島漁業協同組合	○	○
		田平町漁業協同組合	○	三
		玉之浦漁業協同組合	○	○
		綱島漁業協同組合	○	○
		長崎市戸石漁業協同組合	○	○
		中野漁業協同組合	○	○
		奈留町漁業協同組合	○	○
		若松中央漁業協同組合	○	四五
		小計	○	五七
		その他組合	一七二	一一四
		合計	一七二	一七一
一				○

天草町漁業協同組合

嵐口漁業協同組合

牛深市漁業協同組合

大矢野町漁業協同組合

倉岳町漁業協同組合

御所浦漁業協同組合

御所浦町漁業協同組合

崎津漁業協同組合

新和町漁業協同組合

栖本漁業協同組合

田浦漁業協同組合

津奈木漁業協同組合

姫戸漁業協同組合

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ 五 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

				大分			
				蒲江漁業協同組合		松島漁業協同組合	
				佐伯市漁業協同組合		三角漁業協同組合	
				下入津漁業協同組合		宮野河内漁業協同組合	
				鶴見町漁業協同組合		竜ヶ岳町漁業協同組合	
				名護屋漁業協同組合			
				米水津村漁業協同組合			
				合計		小計	
				二八		一	
				二七		〇	
				〇		〇	
				〇		〇	
				〇		〇	
				〇		〇	
				〇		〇	
				合計		小計	
				二九		五	
				一		〇	
				〇		〇	
				二		〇	
				二八		〇	
				〇		〇	

高知	御島漁業協同組合	〇	〇
	南内海漁業協同組合	一八	一三
	宮窪町漁業協同組合	〇	〇
	八幡浜市漁業協同組合	一	〇
	遊子漁業協同組合	四七	三五
	吉田町漁業協同組合	一九	三
	小計	二四二	一七一
	その他組合	三八七	七八一
	合計	六二九	九五二
	安満地漁業協同組合	〇	三
	大海漁業協同組合	〇	〇
	柏島漁業協同組合	〇	一
	清水漁業協同組合	〇	二

								福井			
								橘浦漁業協同組合			
								内浦漁業協同組合			
								大島漁業協同組合			
								小浜市漁業協同組合			
								敦賀市漁業協同組合			
								丹生漁業協同組合			
								三方町漁業協同組合			
小計								合計		小計	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九	一	八	〇
その他組合								無所属		その他組合	
一	三									〇	
小計								合計		小計	
〇	一	〇	〇	一	〇	〇	〇	三五	二九	六	〇
その他組合										その他組合	
〇	一									〇	

1 真珠養殖業者の母貝購入先別購入数

県名	地区	購入先	購入先別購入数(千個)			
			計	県内	県外	国外
三重			二〇、八八〇	二、一四三	一八、七三七	〇
福井			八九五	〇	八九五	〇
高知			七八九	四三四	三五五	〇
愛媛			四五、四二九	四五、四二九	〇	〇
大分			三、七二一	二、四〇七	一、三〇四	〇
熊本			二八、四九一	〇	二八、四九一	〇
長崎			五一、二七八	一八、八九一	三三、三八七	〇
鹿児島			二、三八八	〇	二、三八八	〇

2 地区ごとの母貝購入先別購入数

県名	地区	購入先	購入数(千個)
----	----	-----	---------

